

石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業運営業務委託
公募型プロポーザル 質問及び回答

No.	関連項目	質問	回答
1	仕様書 6 給付金の支給対象となる取組	(1) (2) (3) のいずれかの取組を実施している医療施設等であれば、基本的には「5 事業の内容」で記載のある697施設の数で審査の対象総数と考えて認識に相違はないでしょうか。(697件審査を実施するという認識で相違ないでしょうか)	相違ございません。
2	仕様書 7 (1) ① 運用体制の構築	専用電話回線の開設とありますが、フリーダイヤル、ナビダイヤル、0AB-J番号など指定の回線種別はありますでしょうか。また、電子メールアドレスのドメインについては貴庁指定の既存ドメインを利用でしょうか。それとも受託者側で新規取得でしょうか。	電話回線の指定はありません。メールアドレスは新規取得願います。
3	仕様書 7 (1) ① 運用体制の構築	「事務局には、従事者を統括する者を常時配置すること」と記載がありますが、統括者は他の案件と兼任することは可能でしょうか。	本事業の統括に影響が出ない範囲で可能です。
4	仕様書 7 (1) ① 運用体制の構築	「人員配置にあたっては、支給スケジュールに照らし、・・・」と記載がありますが、支給スケジュールをご教示いただくことは可能でしょうか。	対象施設の申請状況によるため、具体的にお示しすることはできません。受付開始直後や受付締切直前などは業務が集中するものと考えております。
5	仕様書 7 (3) ア 問い合わせ等対応	申請医療施設等からの問い合わせ対応の受付時間について、平日9時から17時までと記載がありますが、イコール事務局の運営時間と考えて認識に相違ないでしょうか。(審査業務も平日9時から17時に運営を行う認識で相違ないでしょうか)	相違ございません。
6	実施要領 2 (4) 委託料の上限額	支援金原資755,400千円については県から受託者に事業開始前に支払われる認識で相違ないか。	受付開始から約2週間で原資の半分を前金払いする予定です。また、約1か月後に残額を前金払いする予定ですので、受託者が支援金を立て替えることはないと考えております。
7	実施要領 3 (1) 事業拠点	参加資格要件として「石川県内に事業拠点があること」とあるが、事務局の場所は大阪市内で問題ないか。	事務局設置については、石川県内の設置でなくても構いません。ただし、仕様書のとおり、受託者及び県が執行管理できる運用体制を構築願います。
8	実施要領 3 (1) プロポ参加資格要件	一部業務の再委託は可能か。	可能です。
9	実施要領 3 (1) プロポ参加資格要件	共同企業体での参加は可能か。	可能です。 複数の事業者による共同提案を行う場合には、以下を満たしていることを確認願います。 ①代表事業者は1者とする事 ②全ての事業者が法人格を有していること ③全ての事業者が(1)以外の参加資格要件を満たし、代表事業者は石川県内に事業拠点をもちこと ④共同企業体に係る協定書の写しを提出すること
10	仕様書 7 (1) ② 郵便物の発送	県から提供いただく封筒の仕様(サイズ、窓の有無、口糊等)についてご教示いただきたい。 また、事務局から医療施設等に発送する、事前開始案内、郵送申請希望者向けの申請様式、支給決定通知書、不支給決定通知書のすべてで使用する認識で相違ないか。	封筒のサイズは「石川県」と表記のある長型3号で、窓なし、糊なしです。 事前開始案内、郵送申請希望者向けの申請様式、不支給決定通知書の郵送には、支給の封筒をお使いください。なお、支給決定通知書は圧着ハガキ等の任意のものを使用いただいて結構です。

11	仕様書 7 (1) ④ 郵便物の発送	特設サイトからの電子申請が困難な医療施設等に対して、申請様式を事務局から郵送する際、医療施設が返送するための返信用封筒も同封するのか、また医療施設からの返送に係る郵送費用は受託者の負担となるのか。	申請に係る経費については申請者の負担となります。そのため、返信用の封筒の同封は不要です。
12	仕様書 7 (2) 申請書等の受付	各申請に対して、不備がない場合、以下のような時系列で進行する認識で相違はないか。 1. 支給申請書兼口座振替依頼書 申請受付・審査・集計データ作成 2 支給決定通知発送（県の確認後、発送）、不支給決定通知発送 3. 給付金支給 4. 給付金交付申請書兼実績報告書受付・データ入力・審査・集計データ作成	以下のような時系列で進行するものと考えております。 1. 支給申請書兼口座振替依頼書及び給付金交付申請書兼実績報告書 申請受付・審査・集計データ作成 2 支給決定通知発送（県の確認後、発送）、不支給決定通知発送 3. 給付金支給 ※申請書等の書類はできる限りまとめる方向で調整中
13	仕様書 7 (2) ① 申請書等の郵送先	支給申請書兼口座振替依頼書、給付金交付申請書兼実績報告書ともに申請期間は7月下旬からR8.3月中旬の認識で相違ないか。支給申請書兼口座振替依頼書について申請期間をR8.3月中旬より前に設定することはないか。	相違ございません。
14	仕様書 7 (2) ① 申請書等の郵送先	郵送申請の受付先は大阪北郵便局の私書箱宛で問題ないか。	問題ございません。
15	仕様書 7 (2) ②ア 申請書等の記入事項	申請書等の記入事項5つ目「・申請額（ウとエを比較して少ない額）」のウ、エとは何を指しているか。	「ウ」と「エ」をそれぞれ、「・申請上限額」と「・給付金の支給対象となる取組内容及び経費」と読み替え願います。
16	仕様書 7 (2) ④ウ 支援金の支給	支援金の支給業務が含まれているが、指定公金事務取扱者でなくとも参加可能か。（受託決定後、弊社や再委託先を指定してもらう対応は可能か。）	指定公金事務取扱者でなくとも参加可能です。（他の県事業においても指定は行っておりません。）
17	仕様書 7 (2) ④オ 不正受給	「不正受給が発覚した場合、返還に係る業務」について具体的な作業内容をご教示いただきたい。	不正受給の疑いがある場合には、県医療支援課への報告をお願いします。その都度、対応を検討し、具体的な作業内容を指示させていただきます。
18	仕様書 7 (2) ④オ 不正受給	不正受給の定義をご教示いただきたい。 例えば、申請額に対して、実績報告書の報告額が少ない場合も不正受給に含まれるのか。	以下のいずれかに定める事項に該当する場合には、返還を求めます。 ①対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合 ②申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合 なお、本県の申請方法は申請書兼実績報告書を用いた精算払いを予定しているため、申請額と報告額は一致するものと考えております。
19	仕様書 7 (2) ④オ 不正受給	受託者側には回収義務はないものと認識であるが、相違ないか。	相違ございません。
20	仕様書 7 (2) ④オ 不正受給	受託者で実施するのはあくまで形式審査であり、不正受給を発生させた場合に、受託者の責任は問われない認識であるが相違ないか。	相違ございません。 なお、受託者の責に帰すべき事由によって発生した損害については、受託者が負うこととなります。
21	仕様書 7 (3) 問い合わせ等対応	問い合わせ等窓口は電話、電子メールの2種類の認識で相違ないか。	相違ございません。
22	仕様書 7 (3) 問い合わせ等対応	専用回線は繁忙に応じて1回線で問題ないか、或いは常時2回線以上必要か。	1回線でも結構です。 複数のお問い合わせがあった場合、同時に受電できる体制を構築願います。
23	仕様書 7 (3) 問い合わせ等対応	事務局の問い合わせ先の電話番号はフリーダイヤルで問題ないか。市外局番について指定はあるか。	フリーダイヤルで問題ございません。